

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和元年度分）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバスを10両導入する。 (2020～2025年度)	計画対象期間外であるが、ノンステップバスを4両導入した。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付きバス等の利用方法の案内	・スロープ付きバスと運行状況・利用方法について、パンフレット類、当社ホームページに掲示する。 (2020～2025年度) ・自治体や関係団体と協働し、バスの乗り方教室やイベント等の機会を捉えて利用方法について案内を行う。 (2020～2025年度)	計画対象期間外であるが、近隣の小学校にて乗り方教室を実施した(13件)。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付き車両等である旨の時刻表、パンフレット類、HPへの掲載	・当社が発行する時刻表、パンフレット類、当社ホームページにおいて、スロープ付き車両等の公共交通移動等円滑化基準に適合している車両の運行状況を掲載する。 (2020～2025年度)	計画対象期間外につき実施なし。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員等の知識・技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員については新人教育や集団教育において、事務・管理部門の職員については新規採用、異動時等に旅客の接遇に関する教育を実施する。(2020～2025年度)</li> <li>社内で定期的実施するCS研修や安全会議において、旅客接遇に関するフォローアップを行う。(2020～2025年度)</li> <li>運行中における高齢者、障害者等の接遇に関する事例を社内において共有することにより、全ての乗務員の知識、技術の向上を図る。(2020～2025年度)</li> </ul>	計画対象期間外であるが、新採用乗務員研修や安全CS担当職員による街頭・添乗指導を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> <li>当社の安全CS担当をバリアフリーの主幹として、グループ関係会社と連携して推進体制を構築する。</li> </ul>
---

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	46	43	28	15	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開始した車 両数	9	4	4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃止した車 両数	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	51	43	30	13	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	